



認定こども園・保育園

小規模保育施設・事業所内保育施設

保育を必要とする
教育・保育給付
(2号・3号)
認定用

入園申込みのしおり



- 葵福祉事務所子育て支援課 <葵区役所 2階>
〒420-8602 葵区追手町 5-1 TEL054-221-1095
- 駿河福祉事務所子育て支援課 <駿河区役所 2階>
〒422-8550 駿河区南八幡町 10-40 TEL054-287-8673
- 清水福祉事務所子育て支援課 <清水区役所 3階>
〒424-8701 清水区旭町 6-8 TEL054-354-2358
- 清水福祉事務所蒲原出張所 <蒲原支所 1階>
〒421-3211 清水区蒲原新田一丁目 21-1 TEL054-385-7790

よくある質問はこちら



<令和7年度年齢別クラス>

令和7年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。年度途中の申込みでも同様です。

クラス	生 年 月 日	クラス	生 年 月 日
0歳児	令和6年4月2日 ~	3歳児	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日
1歳児	令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日	4歳児	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日
2歳児	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日	5歳児	平成31年4月2日 ~ 令和2年4月1日

1 こども園、保育園に入園するには

こども園等に保育の利用申込みをするためには、下表の「保育を必要とする事由」が必要です。

利用にあたっては、保育の必要性の認定（2号・3号）手続きが必要となります（P2参照）。

保育を必要とする事由		保護者の状況	入園できる期間
①	就 労	保護者が就労している（月60時間以上）	就労している期間
②	妊娠・出産	母親が妊娠中、あるいは出産前後	出産予定日の前々月の初日から（多胎妊娠については、4ヶ月前の初日から）出産後8週間後の月末まで
③	疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがある	疾病等が回復するまで
④	介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている（月60時間以上）	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤	災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあっている	復旧が終了するまで
⑥	求職活動	保護者が求職活動や起業準備をしている	3か月間 ※1
⑦	就学・職業訓練	保護者が就学中、あるいは職業訓練を受けている（月60時間以上）	在学・訓練期間中 ※2
⑧	虐待・DV防止	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

保護者それぞれが上記のいずれかの事由にあてはまる必要があります。

※1 入園後3か月以内に就労証明書を提出してください。引き続き求職活動により入園を希望する場合は、再度、利用申込の手続きを行ってください（利用調整を行った結果、入園ができない場合もあります）。

※2 就学認定可能か判断が難しい場合は、各区子育て支援課までお問合せください。

2 教育・保育給付認定について（市内にお住まいの方）

認可保育施設の利用にあたって、認定の申請を行った方には、認定証をお送りします。この認定証は、入園の決定の通知ではありませんが、入園に必要な書類ですので、大切に保管してください。

○認定区分について

認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
2号	満3歳以上	「保育標準時間」認定（上限 11 時間） 又は 「保育短時間」認定（上限 8 時間）	認定こども園・保育園
3号	満3歳未満		認定こども園・保育園 ・小規模保育施設など

※ 認定証には有効期間があります。有効期間満了前に認定の更新等の手続きが必要です（→詳細 P7 参照）。

※ 各施設の利用時間や対象年齢等については、「施設一覧表」（別紙）をご参照ください。

○保育の必要量について（保護者ごとに事由が必要です）

保育を必要とする事由		標準時間・短時間の別	備 考
①	就 労	標準時間 又は 短時間	標準時間：原則月 120 時間以上の就労 短 時 間：原則月 60 時間以上 120 時間未満の就労
②	妊 娠 ・ 出 産	原則 標準時間	保護者から申請があった場合は短時間也可
③	疾 病 ・ 障 が い	標準時間 又は 短時間	疾病や障がいの程度、入通院状況等に応じて、個別に判断
④	介 護 ・ 看 護	標準時間 又は 短時間	標準時間：原則月 120 時間以上の介護・看護 短 時 間：原則月 60 時間以上 120 時間未満の介護・看護
⑤	災 害 復 旧	原則 標準時間	保護者から申請があった場合は短時間也可
⑥	求 職 活 動	原則 短 時 間	客観的かつ合理的な理由がある場合に限り標準時間也可
⑦	就学・職業訓練	標準時間 又は 短時間	標準時間：原則月 120 時間以上の就学・職業訓練 短 時 間：原則月 60 時間以上 120 時間未満の就学・職業訓練
⑧	虐待・DV防止	原則 標準時間	保護者から申請があった場合は短時間也可

※ 保護者間で「標準時間」と「短時間」とで異なる場合は、「短時間」の認定となります。

3 入園の申込みについて

・申込みに必要な書類は、第一希望の施設、又は各区子育て支援課にて配布・受付をします。

・第一希望の施設、又は各区子育て支援課に必要な書類を提出してください。

※0歳児～2歳児クラスの申込の方は、申込書の1、2ページの写しを必ずとって保管しておいてください。

育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが必要です。

(1) 令和 7 年 4 月の入園

① 一次選考申込み

受 付 期 間	<u>令和 6 年 10 月 1 日（火）～10 月 31 日（木）</u>
児 童 面 接	<u>11 月中旬～12 月上旬に、第一希望の園において面接を実施します。※</u>
注 意 事 項	希望する園を変更するなど、申込内容に変更がある場合は、 <u>12 月 2 日（月）までに</u> 変更届の提出をお願いします。
結 果 通 知	<u>令和 7 年 1 月中旬ごろ通知予定</u>

※ 児童面接の日程をお知らせするため、できるだけ 10 月 15 日（火）までにお申し込みください。

② 二次選考申込み

受 付 期 間	<u>令和 6 年 11 月 1 日（金）～令和 7 年 2 月 5 日（水）</u>
児 童 面 接	<u>令和 7 年 2 月上旬ごろまでに、第一希望の園において実施します。※</u>
注 意 事 項	希望する園を変更するなど、申込内容に変更がある場合は、 <u>2 月 5 日（水）までに変更届の提出をお願いします。</u>
結 果 通 知	<u>令和 7 年 2 月下旬ごろ通知予定</u>

- ・二次選考は、上記受付期間に申込みをした方及び一次選考で「入所保留」となった方を対象に行います。
- ・各園の一次選考後の空き枠は、1 月中旬に市ホームページに掲載する予定です。
- ・4 月申込みで入所保留となった方は、引き続き令和 7 年度内（令和 8 年 3 月利用開始分まで）は選考の対象となります。月ごとに改めて申込みをする必要はありません。

※ 二次選考申込の方は、第一希望園と日程調整のうえ、面接を受けてください。

※ お子さんの成長状況や保育士の配置状況等により、児童面接の結果、入園が保留となる場合があります。

(2) 令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月の入園

毎月の申込み締切日は下表のとおりです。利用開始日は、毎月 1 日からとなります。

入園月	締切日	入園月	締切日	入園月	締切日
5 月	4 月 7 日（月）	9 月	8 月 5 日（火）	令和 8 年 1 月	12 月 5 日（金）
6 月	5 月 7 日（水）	10 月	9 月 5 日（金）	令和 8 年 2 月	1 月 5 日（月）
7 月	6 月 5 日（木）	11 月	10 月 6 日（月）	令和 8 年 3 月	2 月 5 日（木）
8 月	7 月 7 日（月）	12 月	11 月 5 日（水）		

※ 児童面接は、内定した園において行います（お子さんの成長状況や保育士の配置状況等により、入園が保留となる場合があります）。※ 2～3 月は、原則として翌年度 4 月の入園内定者から決定します。

(3) 申込みにあたっての注意点

① 育児休業明けの利用申込みについて

○育児休業中は、新規の申込みができません。

○育児休業から復職する場合は、復職する月の前月を入園希望月とすることができます。

○入園後、「復職証明書」（市様式）又は就労開始が確認できるものを提出してください。

○入園月の翌月末までに復帰しなかったときは、退園していただく場合があります。

○育児・介護休業法の改正に伴い、産後パパ育休制度及び育児休業分割取得制度が開始されました。制度開始に伴う認定の取扱いについては、右記 QR コードからご確認ください。



② その他

○令和 6 年度の途中入園と令和 7 年 4 月入園の両方を申込んだ方で令和 6 年度中の入園が決定した場合は、令和 7 年 4 月の申込みは取り下げとなります。

○こども園等の利用時間や保育内容等は、各々異なります。見学等を行い、希望施設をご検討ください。

○新たに就職する場合は、就労開始月の前月を入園希望月とすることができます。

○食物アレルギーやハラールへの対応が必要なお子さんについては、事前に各園にご相談ください。

○入園内定を辞退した場合は、入園内定した月の利用施設保留（不承諾）の通知は発行できません。

(4) 集団生活するうえで配慮が必要な児童の保育について

○令和 7 年 4 月 1 日現在 3 歳以上で、集団保育が可能であり、心身に障がいや、発達に気になるところがある等の理由で、安全な保育をするために特別な配慮が必要なお子さんは、市立認定こども園で令和 6 年 10 月 1 日（火）～10 月 11 日（金）に申込みを受け付けます（入園は令和 7 年 4 月～）。

※事前に体験保育及び面接の実施などが必要となりますので、各市立認定こども園、又は各区子育て支援課入園係までお早めにご相談ください。

※令和 6 年 10 月以降に実施する特別面接及び審査会の結果、集団保育が可能と判定されることが入園には必要です。

- ・令和 7 年 4 月 1 日現在 2 歳以下のお子さんは、お子さんの成長の状況や希望園の保育教諭配置状況等により入園が保留となる場合がありますので、あらかじめ希望園、又は各区子育て支援課までご相談ください。

○私立の園については、各園にお問い合わせください。

(5) 静岡市立こども園における医療的ケア児の受入れについて

○医療的ケアを必要とする下記に該当の 0～5 歳児のお子さんは、市立認定こども園で令和 6 年 10 月 1 日（火）～10 月 7 日（月）に申込みを受け付けます（入園は令和 7 年 4 月～）。

- ・児童及び保護者が静岡市内に在住していること
- ・身振り、表情等で意思疎通が可能であること
- ・知的、体力的に集団生活が行えること
- ・令和 6 年 10 月 15 日（火）に行う判定会で集団保育が可能と判定されること

○対象となる医療的ケア

- ・経管栄養・喀痰の吸引・導尿・その他（こども園課（054-354-2654）にご相談ください）

○お申し込みにあたっては事前にこども園課、又は各区子育て支援課入園係にご相談ください。

4 申込みに必要な書類について

(1) 全ての方に提出していただく書類（書類は各施設、各区子育て支援課にあります。）

	必 要 書 類	備 考
1	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2・3 号用）	児童 1 名につき 1 枚必要です。
2	児童世帯状況調査票	きょうだいで申込みの場合、下の子にはコピーを添付してください。
3	個人番号（マイナンバー）申告書 ※	申告書を専用封筒に封入し提出してください。
4	「保育を必要とする事由」を証明する書類（下表参照）	・保護者（父母等）双方の書類が必要です。 ・きょうだいで申込みの場合、下の子にはコピーを添付してください。

※市外在住で申込みをされる方は、マイナンバー申告書について、転入後に提出してください。

4 「保育を必要とする事由」 証明書類	事 由	必 要 書 類（就労証明書と申立書兼誓約書は市指定書式）
	●就 労	就労証明書 ※1
	●妊 娠 ・ 出 産	申立書兼誓約書 + 母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日の記載があるページ）
	●疾病・障がい	申立書兼誓約書 + 医師の診断書等※2（申立書兼誓約書の診断書欄への記載でも可）
	●介 護 ・ 看 護	申立書兼誓約書 + 介護保険証（介護度の記載のあるもの）やケアプランのコピー等又は医師の診断書※2
	●災 害 復 旧	罹災（りさい）証明書
	●求 職 活 動	申立書兼誓約書 + 原則としてハローワーク登録証等のコピー等
	●就学・職業訓練	申立書兼誓約書 + 在学証明書や時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの

※1 就労証明書は、令和 6 年 9 月 17 日以降かつ申込日から 3 か月以内の証明日のものを提出してください。
上記を含めて、就労証明書の内容に誤りがないか確認のうえ提出してください。

※2 提出日の 3 か月以内に発行された診断書を添付してください。障害者手帳等が交付されている方は診断書は不要です。

(2) 該当する方のみ提出していただく書類

こども園等利用者負担額所得申告書（市指定書式）及び下記資料

① 令和6年1月1日時点の住所が国外だった方（令和7年4月から8月までの入園）

＋ 所得申告書の金額（令和5年中の収入）が確認できる資料

② 令和7年1月1日時点の住所が国外だった方（令和7年9月から令和8年3月までの入園）

＋ 所得申告書の金額（令和6年中の収入）が確認できる資料

※ 日本国内で市町村民税が課税されている場合は上記書類の提出は必要ありません。

※ 日本語訳を必ず添付してください。

※ 入園する月の前月20日までに提出してください。

5 市外からの申込み、市外施設への申込みについて

(1) 静岡市外にお住まいで、静岡市内のこども園等を希望される方

○提出先

お住まいの市区町村の保育担当課

○提出期限

- ・3ページをご覧ください（各申込締切日：静岡市の各区子育て支援課入園係必着）。
- ・提出期限までに書類が静岡市に到着するように、提出期限の1週間から10日前までにお申込みください。

○必要書類

- ・お住まいの市区町村の様式を使用してください。
- ・児童世帯状況調査票（静岡市の様式を使用してください。静岡市ホームページからダウンロードできます。）

○注意事項

- ・転入予定の方は、施設利用開始月の前月末までに必ず静岡市への転入手続きを行ってください。手続き後、各区子育て支援課入園係の窓口で改めて**静岡市様式の申請書等をご提出ください**。その際にマイナンバー申告書の提出をお願いします。ご提出がない場合、施設の利用を取り消すことがあります。
- ・静岡市への転入予定のない方の選考は、静岡市民の選考後に行います。

(2) 静岡市内にお住まいで、静岡市外のこども園等を希望される方

○提出先

静岡市の居住区の子育て支援課入園係 ※郵送での受付はできません。直接窓口でお申込みください。

○提出期限

- ・利用希望先の市区町村の保育担当課にご確認ください。
- ・利用希望先の市区町村の申込締切日の1週間から10日前までにお申込みください。

○必要書類

- ・静岡市の様式を使用してください（P4の4(1)表参照）。
- ・その他利用希望先の市区町村が求める書類（利用希望先の市区町村にご確認ください）

6 入園候補者の内定の方法について

各区子育て支援課において、各園の受入可能人数を確認し、その施設を希望している人のうち「静岡市保育利用調整基準」に照らして指数（優先度）が高い人から入園候補者として内定します。

★保育利用調整基準（指数表）については、市ホームページに掲載しています。

7 利用者負担額(保育料)について

(1) 保育料の決定について

3～5 歳児クラスのお子さんと 0～2 歳児クラスで市民税非課税世帯・生活保護世帯・里親世帯のお子さんの保育料は無料です。

市民税課税世帯の 0～2 歳児クラスの第 1 子のお子さんは、所得等に応じた保育料となります。

第 2 子以降のお子さんは保育料無料です。(7 (2) きょうだい児多子軽減について参照)

※保育料とは別に給食費、教材費等の費用が必要です。

- ・保育料は、お子さんと同一世帯に属して生計を一にする父母等の市民税額を算定の基礎とします。
- ・お子さんの認定区分や保育の必要量、世帯の市民税所得割額等に応じた段階的な料金設定になります。
- ・年齢が満 3 歳に到達したことに伴い、認定区分が 3 号から 2 号に切替わった場合でも、その年度中は 3 号認定の保育料が適用されます。
- ・祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合や、父母にほとんど収入が無い場合は、お子さんと同居する祖父母等のいずれか収入額が高い方の市民税額を合算して算定します。
- ・利用者負担額は毎年 9 月に見直しを行います(8 月までは令和 6 年度の市民税額、9 月～3 月は令和 7 年度の市民税額をもとに決定します)。
- ・市民税が未申告の場合、利用者負担額は最高階層(D16)となる場合があります。収入のない方も、必ず市民税の申告をしてください。

(2) きょうだい児多子軽減について

利用者負担額表の階層に関わらず、0～2 歳児クラスの第 2 子以降の保育料は無料です。世帯における第何子にあたるかの数え方は、きょうだいの年齢、保育所等の利用に関わらず、保護者が監護し、生計が同一のお子さんの年齢順になります。

(3) その他軽減措置について

第 1 子かつ 0～2 歳児クラスにおける利用者負担額表の、B 階層、C 階層、D 1 から D 4 階層までの世帯については、以下の場合、申し出の翌月から利用者負担額を軽減します。

○保護者、申込児童、同居する人が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合

○ひとり親家庭の場合(離婚協議・調停中の別居は対象外です)

(4) 支払方法について

○公立の認定こども園、待機児童園、私立の保育園

・**口座振替で静岡市が徴収します。**

・振替日は毎月の月末となりますが、その日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日となります。

○私立の認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設

・直接施設への支払いとなります。支払時期や方法については、各施設へお問合せください。

★利用者負担額表や、市民税所得割額等の見方などについては、市ホームページに掲載しています(右記 QR コードより読み取れます)。



8 申込後に届出(書類の提出)が必要なとき

入園申込後、次の(1)～(10)に該当するようになったときは、各区子育て支援課に連絡のうえ、下表にある書類の提出をお願いします。なお、入園後においても認定証には有効期間がありますので、継続利用(在園)を希望される場合は、早めの手続きをお願いします。

(1) 支給認定証に記載されている「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わったとき

例：求職活動→就労 / 就労→妊娠・出産 / 介護→就労 / 育児休業を延長する場合など

(2) 住所が変わったとき ※静岡市から転出した場合、有効期間内でも認定証は無効になります。

(3) 入園するお子さんのご家庭の状況に変更があったとき(婚姻・離婚・弟妹の出生・祖父母の同別居等家族の増減等)

(4) 就労先、勤務時間、就労の状況が変わったとき

(5) 就労予定で就労証明書を提出した方が就労を開始したとき

(6) 育児休業取得中に申込書を提出した方が復職したとき

(7) 育児休業取得中に申込書を提出した方が復職日を変更したとき

※復職月を変更するときは、利用申込み開始月や支給認定が変更となる場合があります。

(8) 入園、又は転園希望する施設を変更、追加又は削除したいとき

(9) 家庭内での保育が可能になった場合やその他の理由で申込みを取り下げるとき

(10) 新たに同居することになった家族が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保

健福祉手帳のいずれかを取得している、もしくは同居家族が新たに取得・喪失・更新したとき



●変更事項一覧

変 更 内 容			必 要 書 類
住 所	静岡市内で転居		記載事項変更届（以下「変更届」）
	静岡市外へ転居		退園届 + 支給認定証 ※転出後も園を利用する場合は子育て支援課へお問合せください。
保護者の連絡先変更			変更届
氏名変更	子ども又は保護者		変更届
家族 構成の 変更	保護者の婚姻（事実婚を含む）		変更届 + 支給認定証 + 結婚（同居）した配偶者等の就労証明書等 + 配偶者等の同意書 + 配偶者等の別居祖父母の状況 + マイナンバー申告書
	保護者の離婚		変更届 + 支給認定証
	祖父母等との同居		変更届 + 同意書 ※詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。
	同居家族の障害者手帳の取得・更新・喪失		変更届 + 手帳の写し（対象者の住民票が静岡市に無い場合）
	上記以外の変更（出生、別居、死亡等）		変更届
事 由	就 労	就労する・自営業を開業する	変更届 + 支給認定証 + 新しい勤務先の就労証明書
	育児休業	育休を取得する	変更届 + 支給認定証 + 就労証明書（復帰予定日が記載されたもの）
		育休明けで復職する	変更届 + 支給認定証 +就労証明書(復帰後) or 復帰証明書(復帰後) or 給与明細のコピー等
	妊娠・出産		変更届 + 支給認定証 + 申立書兼誓約書（以下「申立書」） + 母子手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページ）
	疾 病・ 障がい	病気になった	変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 医師の診断書（申立書の診断書欄への記載でも可）
		障害者手帳等を交付された	変更届 + 支給認定証 + 申立書
	介護・看護		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 医師の診断書又はケアプラン写し等
	求職活動		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + ハローワーク登録証等の写し
	震災・風水害等の災害の復旧にあたる		変更届 + 支給認定証 + 罹災証明書
	就学・職業訓練		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 在学証明書・時間割表等の写し
保育必要量変更（標準 ⇄ 短時間）			変更届 + 支給認定証 + 就労証明書等 ※詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。
雇用期間、育休期間等の変更に伴う認定期間変更			



入園申込みの流れ



施設の見学に行くなど希望する施設をご検討ください



「教育・保育給付認定申請書 兼 保育利用申込書」と必要な書類を揃え、第一希望の施設、又は各区子育て支援課に提出します（申込書類等は各施設、各区子育て支援課にあります）。

※0歳児～2歳児クラスの申込の方は申込書の1、2ページの写しを必ずとって保管しておいてください。
育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが必要です。

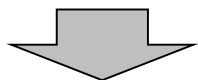


教育・保育給付認定（2号・3号） 支給認定証は後日郵送します。



●入園にかかる利用調整会議（入園候補者の内定）●児童面接（下記 ＊ 参照）

- ＊ お子さんの発育状況や保育士の配置状況等により、入園が保留となる場合があります。
- ＊ お子さんの発育状況の確認のほか、保護者様には保育所等の利用に関するルールを確認して頂きます。
- ＊ 5月以降の入園の場合、入園候補者として内定した場合のみ、内定した園で児童面接を行います。



利用施設決定の場合

●令和7年4月入園

1月中旬に、入所決定通知をお送りします。

●令和7年5月以降の入園

- ・入園候補者として内定した場合のみ、入園月の前月20日頃までに電話等にて結果をお知らせします。内定した園で児童面接を受けてください。
- ・入園前に入園に向けた説明会を行います。園と日程を調整したうえで、認定証を持ってお子さんと一緒にお出かけください。
- ・入所決定通知書は、入園月の20日頃、利用者負担額決定通知書とともに園経由でお渡しします。



入 園

入園は各月1日からとなります。

利用施設保留(不承諾)の場合

- ・「利用調整結果(利用施設等保留)通知書」をお送りします（申込み初回の月のみ）。
- ・翌月以降も引き続き利用調整の対象となります（令和8年3月まで利用調整を行います）。
- ・翌月以降は、入園できる可能性がある場合のみ、ご連絡します。
- ・入所保留となり認可外保育施設等を利用する場合、要件に該当すれば無償化給付や多子世帯利用給付を受けられます（申請が必要となります）。
- ・申込みを取り下げる場合は、各区子育て支援課へご連絡ください。

※入園内定を辞退した場合は、入園内定した月の利用施設保留(不承諾)の通知は発行できません。